

# 湯前町役場本庁舎 LED 照明設備賃貸借に係るプロポーザル実施要領

## 1 業務概要

- (1) 業務名  
湯前町役場本庁舎 LED 照明設備賃貸借 ※長期継続契約
- (2) 業務目的  
エネルギー価格の高騰や水銀灯・蛍光灯の製造・輸出入禁止に伴い、湯前町役場庁舎の照明の LED 化を行うもの。
- (3) 契約期間  
履行期間は、すべての照明の交換が終了した月の翌月 1 日～5 年間とする。  
※契約締結日は、8 月中下旬を予定
- (4) 対象施設  
湯前町役場本庁舎（熊本県球磨郡湯前町 1 9 8 9 番地 1）
- (5) 照明交換予定期限  
令和 8 年 1 0 月 3 1 日（土）まで  
※工事スケジュールの協議により、期限の変更に対応できるものとする。
- (6) 業務内容  
別紙「仕様書」のとおり
- (7) 見積限度額  
金 4, 7 8 5, 0 0 0 円  
※消費税及び地方消費税を含む。提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること
- (8) 業務主管課  
湯前町役場 総務課（熊本県球磨郡湯前町 1 9 8 9 番地 1）  
電 話：0 9 6 6 - 4 3 - 4 1 1 1  
メール：kanzaibousai@town.yunomae.lg.jp

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加要件を全て満たしていること。

- (1) 令和 8 年度において、湯前町一般競争入札参加資格（物品・役務）を有すること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 湯前町暴力団排除条例（平成 2 3 年湯前町条例第 1 7 号）に規定する暴力団員等でないこ

と及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

### 3 プロポーザルに係る実施要領等の配布

#### (1) 配布期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月31日(金)まで(閉庁日を除く)の午前8時30分から午後5時00分までとする。

#### (2) 配布場所

湯前町ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、1の(8)に記載の主管課において資料を配布する。

#### (3) 配布資料

- ア 湯前町役場本庁舎 LED 照明設備賃貸借に係るプロポーザル実施要領
- イ 湯前町役場本庁舎 LED 照明設備賃貸借に係る仕様書 ※別紙1含む
- ウ 提案審査評価項目表
- エ 質問書(様式第1号)
- オ 参加表明書(様式第2号)
- カ 会社概要(様式第3号)
- キ 企画提案書\_鑑文(様式第4号)
- ク 業務実績調書(様式第5号)

### 4 質問の受付及び回答

質問は、次により行うこととする。

#### (1) 提出書類

質問書(様式第1号)

#### (2) 提出期限

令和8年7月10日(金)午後5時

#### (3) 提出先

主管課

#### (4) 提出方法

電子メール

※電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。件名は、「湯前町役場本庁舎 LED 照明設備賃貸借 質問書(事業者名)」とすること。

#### (5) 質問内容

質問は原則として、本件に係る条件又は応募手続に係る事項に限るものとし、具体の提案内容に関する質問には回答しないものとする。

#### (6) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せたいうえで、令和8年7月15日(水)までに湯前町ホームページに掲載するものとする。

## 5 参加表明

参加表明は、次により行うこととする。

- (1) 提出書類  
参加表明書（様式第2号）
- (2) 提出期限  
令和8年7月22日（水）午後5時
- (3) 提出先  
主管課
- (4) 提出方法  
電子メール

※件名は「湯前町役場本庁舎 LED 照明設備賃貸借 参加表明（事業者名）」とすること。

## 6 提案書の提出

参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたもの（以下「参加表明者」という。）は、次の（1）に掲げる書類を提出すること。ただし、（2）の期限までに当該書類の提出を行わない参加表明者については、辞退したものとみなす。

- (1) 提出書類（原則A4版、長編綴じ印刷）
  - ア 企画提案書\_鑑文（様式第4号）
  - イ 業務に対する企画提案（任意様式）
  - ウ 見積書（任意様式）
  - エ 業務の実施計画（任意様式）
  - オ 業務の実施体制（任意様式）  
予定する責任者及び担当者の氏名を明記するとともに、実施体制、人員、役割などについて具体的に記載すること。
  - カ 業務実績調書（様式第5号）
- (2) 提出期限  
令和8年7月29日（水）午後5時
- (3) 提出先  
主管課
- (4) 提出方法  
電子メール

※件名は「湯前町役場本庁舎 LED 照明設備賃貸借 提案（事業者名）」とすること。

## 7 審査方法

プレゼンテーションを聴講して提案内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定する。

- (1) プレゼンテーション

提案書を提出した者（以下「提案者」という。）は、提出された提案書の内容についてプレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和8年8月3日（月）午後1時30分～

イ 方法 対面にて実施予定

※日時等の詳細については、個別に連絡する。

※参加者が多数となった場合は、書類審査による1次選考を行う場合がある。

※参加者が1社のみであった場合でも、審査会を開催する。

## (2) 評価項目

別紙「提案審査評価項目表」のとおり。

## 8 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全提案者に電子メールにて通知する。

なお、選定に至った経緯及び評価点の公表は行わない。また、問合せにも応じないものとする。

## 9 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。

公告日	令和8年 7月 1日（水）
参加申込に関する質問期限	令和8年 7月10日（金）午後5時00分
参加申込に関する質問に対する回答	令和8年 7月15日（水）午後5時00分
参加表明書の提出期限	令和8年 7月22日（水）午後5時00分
提案書の提出期限	令和8年 7月29日（水）午後5時00分
審査会（プレゼンテーション）	令和8年 8月 3日（月）午後1時30分
審査結果通知	審査会開催日から7日以内
契約締結予定日	令和8年 8月中下旬
賃貸借開始日（予定）	令和8年11月 1日（日）

## 10 提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

### (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 審査会に参加しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。

### (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。

## 11 契約手続

審査の結果、候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議し、町が決定した予定価格の範囲内で町と契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続の協議を行うこととする。

## 1.2 その他留意事項

- (1) 提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1参加者につき1提案とし、提出書類の返却はしないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、町が有することとする。
- (5) 提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 1.3 問合せ先

〒868-0621 熊本県球磨郡湯前町1989-1

湯前町役場 総務課 管財防災係 担当：岩本

電話 0966-43-4111 (直通)

FAX 0966-43-3013

メール kanzaibousai@town.yunomae.lg.jp